

4管理第68号  
令和4年10月12日

各医科大学長  
各大学大学院医学研究科長・医学部長 殿  
各関係機関の長

名古屋市立大学大学院  
医学研究科長 高橋 智  
(公印省略)

名古屋市立大学大学院医学研究科麻醉科学・集中治療医学分野  
みどり市民病院（旧緑市民病院）教授候補者の公募について（依頼）

謹啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本学大学院医学研究科では、麻醉科学・集中治療医学分野におけるみどり市民病院（旧緑市民病院）教授を選考することになりました。令和5年4月に名古屋市立大学医学部附属病院となるみどり市民病院では、麻醉科部長としての役割に加えて、本学大学院医学研究科 麻醉科学・集中治療医学分野の祖父江和哉主任教授との密な連携の下で、研究と教育も担当いただきます。大学附属病院として、麻醉科領域の優れた診療実績と研究業績を有し、安全かつ先進的な術中麻醉管理だけでなく多職種協働による周術期集中治療にも柔軟に対応可能である新たな診療チームの育成発展にご尽力いただける方を求めています。これらにより地域の医療・健康福祉に貢献し、専門医の育成、研修医や学生の指導にもご尽力いただける方を募集いたします。また、大学院生の研究指導を行っていただくことも可能です。

なお、みどり市民病院における外科系診療科目として消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、泌尿器科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、産婦人科、救急科を標榜する予定となっております。つきましては、貴学または関係機関等に適任の方がおられましたら、下記の要領でご応募いただきたく、関係各位にご周知下さいますようお願い申し上げます。

謹白

## 記

1. 募集領域、職名、および人員  
募集予定 1名  
詳しい募集領域、職名、人員、および教員の処遇・権限については別添資料をご参照下さい。
2. 提出書類  
1) 本研究科所定の書式による応募書類（履歴書、業績一覧など）、および上記内容を保存したCD-Rメディア（本研究科ホームページ <https://www.nagoya-cu.ac.jp/med/position/index.html> からダウンロード可）
3. 公募期間  
令和4年10月12日（水）から令和4年11月11日（金）まで（消印有効）
4. 応募宛先 〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1  
名古屋市立大学大学院医学研究科長 高橋 智  
電話 052-858-7106（医学研究科・市立大学病院管理課）  
  
[注] 応募書類は書留郵便とし、表に「名古屋市立大学大学院医学研究科 麻酔科学・集中治療医学分野みどり市民病院教授候補者応募書類在中」と朱書きしてご送付ください。  
[注] 応募に関する御質問などは、麻酔科学・集中治療医学分野みどり市民病院教授選考委員会([midori@med.nagoya-cu.ac.jp](mailto:midori@med.nagoya-cu.ac.jp))までお問い合わせください。
5. その他  
1) 選考の過程でアンケート・セミナー等をお願いすることがあります。  
2) 名古屋市立大学は公立大学法人であり、本医学研究科の全ての教授には7年の任期制（審査を経て再任可）、准教授および講師には5年の任期制（審査を経て再任可）が導入されています。  
3) 名古屋市立大学大学院医学研究科 みどり市民病院教授の処遇および権限については別途資料をご参照下さい。  
4) 名古屋市立大学は「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、男女共同参画を推進しています。

以上

## 別添資料

募集を予定している職名、診療領域、および人数

募集職名	募集診療領域	人数	勤務先の大学附属病院
教授	麻酔科	1	名古屋市立大学医学部附属 みどり市民病院（旧緑市民病院）

### 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 教授について

補職名 教授

学校教育法上の補職名 教授

#### 選考基準

次の各号のいずれかに該当し、かつ非常に優れた診療能力と、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 臨床経験を15年以上有する者
- (2) 博士（医学）の学位を有する者
- (3) 診療及び若手医師の育成並びに診療技術の向上において特に優れた業績を上げている者
- (4) 大学において、准教授または専任の講師の経歴のある者

#### 処遇、権限等

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 医学研究科教授会 | 出席しない              |
| (2) 大学院指導    | 学位を有する者は指導可        |
| (3) 学位審査     | 学位を有する者は副査のみ可      |
| (4) 人事権      | なし（分野主任教授と相談の上で決定） |
| (5) 給与等      | 給料表の級 4級           |

（参考 1級：助教、2級：講師、3級：准教授、4級：教授）